

大口町告示第68号

大口町行政手続における押印廃止に係るまちづくり推進課所管の要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大口町長 鈴木雅博

| | |
|--|--|
| | |
| | |

」

を

| |
|----------------------|
| 譲り受けた者の住所及び氏名（法人の名称） |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

」

に改める。

様式第7中「㊟」を削る。

（大口町鳥獣捕獲許可事務取扱要領の一部改正）

第4条 大口町鳥獣捕獲許可事務取扱要領（平成15年大口町告示第112号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「㊟」及び「、印」を削り、「記入し、押印した」を「記入した」に改める。

様式第2中

| | |
|-----|---|
| 氏 名 | 印 |
| | |
| | |

| |
|-----|
| 氏 名 |
| |
| |

| | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

を

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

に改める。

」

」

様式第 3、様式第 4 及び様式第 7 中「㊤」を削る。

(大口町宅地開発等に関する指導要綱の一部改正)

第 5 条 大口町宅地開発等に関する指導要綱（平成 4 年大口町告示第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表誓約書の項中「・印」を削り、同表工事届の項中「、印」を削る。

様式第 1 及び様式第 3 中「㊤」を削る。

(大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部改正)

第 6 条 大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成 1 5 年大口町告示第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 及び様式第 3 中「㊤」及び「、押印」を削る。

様式第 5 及び様式第 7 中「㊤」を削る。

様式第 8 中「㊤」及び「、押印」を削る。

様式第 1 1 中「㊤」を削る。

(大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の一部改正)

第 7 条 大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成 2 5 年大口町告示第 8 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 中「㊤」、「、押印」及び「、捺印」を削る。

様式第 2 中

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。」

を削る。

様式第3中「㊟」及び「、捺印」を削る。

様式第4中

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。」

を削る。

様式第5及び様式第7中「㊸」を削る。

様式第8中「㊸」及び「、捺印」を削る。

様式第9中

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。」

を削る。

様式第 1 1 中「㊟」を削る。

様式第 1 2 中

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。」

を削る。

（大口町多面的機能支払交付金交付要綱の一部改正）

第 8 条 大口町多面的機能支払交付金交付要綱（平成 2 7 年大口町告示第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1、様式第 1 - 1、様式第 3 から様式第 5 までの規定、様式第 6 - 2、様式第 7 - 2 及び様式第 8 中「㊟」を削る。

（大口町農地集積推進事業費補助金交付要綱の一部改正）

第 9 条 大口町農地集積推進事業費補助金交付要綱（平成 2 7 年大口町告示第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 から様式第 5 までの規定中

| | | |
|------|--|-----|
| フリガナ | | 申請印 |
| 氏名 | | ㊟ |

を

| | |
|------|--|
| フリガナ | |
| 氏名 | |

に改める。

様式第7中「㊟」を削る。

様式第9中「印」を削る。

様式第10中「印」及び「平成」を削る。

(大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱の一部改正)

第10条 大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱(平成29年大口町告示第24号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第2、様式第4、様式第6、様式第7及び様式第9中「㊟」を削る。

(大口町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部改正)

第11条 大口町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱(平成30年大口町告示第85号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

様式第1-1中「㊟」を削る。

様式第1-2中「㊟」を削り、「担当者印」を「担当者」に改める。

様式第2、様式第4、様式第6、様式第7、様式第10及び様式第11中「㊟」を削る。

(大口町空家活用改修費補助金交付要綱の一部改正)

第12条 大口町空家活用改修費補助金交付要綱(平成31年大口町告示第21号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第2、様式第5、様式第7及び様式第9中「㊟」を削る。

(大口町危険空家除却費補助金交付要綱の一部改正)

第13条 大口町危険空家除却費補助金交付要綱(平成31年大口町告示第22号)の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「及び捺印」を削る。

様式第1中「㊟」を削る。

様式第3中「㊟」及び「及び押印」を削る。

様式第4、様式第6、様式第7、様式第9及び様式第11中「㊟」を削る。

(大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の一部改正)

第14条 大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱(平成31年大口町告示第23号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第4、様式第6及び様式第8中「㊟」を削る。

(大口町在勤者定住支援補助金交付要綱の一部改正)

第15条 大口町在勤者定住支援補助金交付要綱(平成31年大口町告示第24号)の一部を次のように改正する。

様式第1中「㊟」及び「印」を削る。

様式第4、様式第6及び様式第8中「㊟」を削る。

(大口町木造住宅除却費補助金交付要綱の一部改正)

第16条 大口町木造住宅除却費補助金交付要綱(平成31年大口町告示第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「及び捺印」を削る。

様式第1中「㊟」及び「及び捺印」を削る。

様式第3中「㊟」を削る。

様式第4中「㊟」及び「及び捺印」を削る。

様式第6及び様式第8中「㊟」を削る。

(大口町産地パワーアップ事業費補助金交付要綱の一部改正)

第17条 大口町産地パワーアップ事業費補助金交付要綱(令和元年大口町告示第110号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第3、様式第4及び様式第6から様式9までの規定、様式第1

1 及び様式第 12 中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。